

新潟県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第17号

新潟県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

新潟県浄化槽法施行細則（昭和60年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
(趣旨)				(趣旨)			
第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「厚生省令」という。）、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号。以下「建設省令」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省令・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。				第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「厚生省令」という。）、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号。以下「建設省令」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省令・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
提出書類	様式	提出部数		提出書類	様式	提出部数	
(略)				(略)			
6	浄化槽変更届出書	共同省令様式第2号	〃	6	浄化槽変更届出書	共同省令様式第2号	〃
7	浄化槽使用休止届出書	厚生省令様式第1号	2部	7	浄化槽使用廃止届出書	厚生省令様式第1号	2部
8	浄化槽使用再開届出書	厚生省令様式第1号の2	〃	8	(略)		
9	浄化槽使用廃止届出書	厚生省令様式第1号の3	〃	9	(略)		
10	(略)			10	(略)		
11	(略)			11	(略)		
12	(略)			12	(略)		
13	(略)			13	(略)		
第3号様式（第5条関係）				第3号様式（第5条関係）			
浄化槽保守点検結果票（使用開始前）				浄化槽保守点検結果票（使用開始前）			
(略)		点検者名		(略)		点検者印	㊟

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第3号様式の改正は、令和3年4月1日から施行する。